EUのRoHS指令、REACH規則に代表される有害化学物質の使用制限、管理を継続するうえで、グリーン調達は重要な役割を果たしています。ミネベアグループは、法令遵守や顧客要求の満足、環境負荷物質の削減を目的として、調達基準をお取引先様に明確に提示するとともに、環境保全に積極的に取り組んでいるお取引先様より環境に配慮した製品を優先的に購入しています。

◎ミネベアグループグリーン調達管理要領の発行

ミネベア製品に有害物質を含めないためには、ミネベアが購入し、使用する原材料、部品に有害物質が含まれないことが重要となります。

ミネベアでは、「ミネベアグループグリーン調達管理要領」を発行し、お取引先様に対して有害物質を含まない製品（原材料、部品）の提供と、必要に応じて、それらを実証するデータ、資料の提出をお願いしています。

ミネベアグループグリーン調達管理要領
第3版の表紙

◎ホームページからグリーン調達活動を紹介

ミネベアグループのグリーン調達活動については、インターネット上からも紹介を行っています。

お取引先様、お客様で、ミネベアのグリーン調達活動を詳しくお知りになりたい方は、以下URLをご覧下さい。

http://www.minebea.co.jp/procurements/green/index.html

ミネベアのグリーン調達を紹介するホームページ

◎ミネベアの製品含有化学物質管理

製品に有害物質を含まないためには、単に規格(グリーン調達管理要領)を制定し、お取引先様に提示しただけでは達成はできません。

ミネベアは、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)に加入し、JAMP発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき、開発・設計段階から製品出荷までの全ての工程における管理体制の構築を進めています。

そして、ミネベアは全ての製品事業部より委員を選出した「グリーン調達連絡会」を2008年6月に結成し、共通問題の検討やルール化、事業部相互での製品含有化学物質管理の内部監査の実施等を行っています。

製品含有化学物質管理に関する内部監査の説明会